

## 政令第三百三十四号

## 統計法施行令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項第二号及び第五項第三号、第八条第一項、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十七条、第三十八条第一項並びに附則第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（統計調査の範囲から除かれる行政機関等及び事務）

第二条 法第二条第五項第三号の政令で定める行政機関等及び政令で定める事務は、それぞれ次の各号に掲

げる行政機関等及び当該行政機関等が行う事務であつて当該各号に定めるものとする。

一 国家公安委員会 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

二 財務省 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第四条第四十九号に掲げる事務（財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務に限る。）

三 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条第一号から第十七号までに掲げる事務、同条第二十七号に掲げる事務（同条第一号から第十六号までに掲げる事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に関する事務に限る。）及び同条第二十八号に掲げる事務

四 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条に規定する事務（同条第二十五号に掲げる事務を除く。）及び同法附則第二項の表の下欄に掲げる事務（平成二十五年五月十六日までの間の項の下欄に掲げる事務を除く。）

五 都道府県 当該都道府県に置かれた都道府県警察において警察法第三十六条第二項の規定による責務を遂行するために行う事務

（基幹統計に関する公表事項）

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

イ 調査対象の範囲

ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間

ハ 報告を求めた者

ニ 報告を求めするために用いた方法

(地方公共団体が処理する事務)

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれ

ぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、

都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。

（）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（基幹統計調査であること等の明示）

第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならぬ。

(一般統計調査の結果に関する公表事項)

第六条 第三条(第一号を除く。)の規定は、法第二十三条第一項の政令で定める事項について準用する。

(統計調査の届出をしなければならない地方公共団体及び当該届出の手続)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)とする。

2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。

3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。

(統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手続)

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の届出について準用する。

(作成方法の変更通知を要しない軽微な変更)

第九条 法第二十六条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 基幹統計で使用する用語の変更であつて、法令の制定又は改廃に伴うもの

二 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更

三 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更

四 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更

(統計基準の設定方法)

第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

(行政記録情報の提供を求める際に明示すべき事項)

第十一条 法第二十九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用目的

二 提供を求める行政記録情報を特定するに足りる事項

三 提供を受けた行政記録情報の管理に関する事項

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

(手数料の額等)

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。

）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円

ハ 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円

ニ 光ディスク（日本工業規格×六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置



で再生することが可能なものに限る。 ) に複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用 ( 当該送付を求める場合に限り。 )

四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 請求一件につき千八百五十円

二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円

三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前項第二号口のフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円

ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限り。）

3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならぬ。

一 社会保険庁長官又は特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前二項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機関の長（社会保険庁長官及び特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

## 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（届出を要する統計調査の範囲に関する政令等の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）

二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第二百二十七号）

三 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）

四 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成十九年政令第二百九十九号）

（届出統計調査によつて集められた調査票等に関する経過措置）

第三条 法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号。以下「旧法」という。）の規定により指定都市以外の市が行つた届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条及び第十五条の四の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法の規定により日本商工会議所が行つた届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条、第十五条の二及び第十五条の三の規定は、なおその効力を有する。

（調査票の使用に関する経過措置）

第四条 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧法第十五条第二項の承認であつて、法の施行の際同項の公示がなされていないもの及び法附則第八条第二項の規定により施行日以後になされた承認に係る公示については、なお従前の例による。

2 法の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票の使用に係る承認を得ている者（法の施行の際現に調査票を使用している者を除く。）及び法附則第八条第二項の規定により承認を得た者は、施行日又は旧法第十五条第二項の公示の日のいずれか遅い日から起算して六月を経過する日までの間は、法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

（総務省令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、総務省令で定める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一統計法施行令（昭和二十四年政令第百二十号）の項を削り、同表に次のように加える。

統計法施行令（第四条第一項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計

平成二十年政令 第三百三十四号	調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。
--------------------	--

別表第二統計法施行令（昭和二十四年政令第百二十号）の項を削り、同表に次のように加える。

統計法施行令（ 平成二十年政令 第三百三十四号	第四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務
-------------------------------	---

（地方税法施行令の一部改正）

第七条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二十第一項第一号中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改め、同項第三号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第八条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第一項に規定する指定統計調査」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査」に改める。

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第十条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の十八第二号を次のように改める。

二 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計の数値、同条第七項に規定する一般統計調査の結果に係る数値並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条の規定による届出の

あつた統計調査の結果に係る数値その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める数値

第一条の十八に次の一号を加える。

三 前号に掲げるものに相当する外国の統計の数値

(金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この政令の施行の際現に統計法附則第二条の規定による廃止前の統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)第四条第一項の承認を受けた統計報告の徴集の結果に係る数値に係るデリバティブ取引につき金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行つてゐる者については、施行日から起算して六月間(当該期間内に金融商品取引法第二十九条の三第一項の規定による登録又は同法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否があつたときは、その者が当該登録又は登録拒否の通知を受ける日までの間)は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品取引業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において、当該期間の経過後当該申請について登録又は登録拒否の通知を受ける日までの間も、同様とする。

(都市再開発法施行令等の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「総務省統計局が」の下に「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である」を加え、「（指定統計第三十五号）」を削り、「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第八条第一項」を「同法第二十五条」に改める。

一 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第三十三条の二

二 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十条

三 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成十四年政令第二百四十八号）第十六条

(国勢調査令の一部改正)

第十三条 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「統計法（）」を「統計法（平成十九年法律第五十三号。）」に、「第四条第二項の規定による」を「第五条第二項の規定により行う」に改め、「国勢調査」の下に「（以下単に「国勢調査」という。）」を加える。

第三条中「法第四条第二項の規定による」を削る。



第四条第一項中「法第四条第二項の規定による」及び「（以下「国勢調査」という。）」を削り、「同条第一項」を「法第五条第一項」に改める。

第五条第一項中「第四条第二項ただし書の規定による」を「第五条第二項ただし書の規定により行う」に改める。

第七条第一項中「第十二条第一項」を「第十四条」に改める。

第十条の見出しを「（報告の義務及び方法）」に改め、同条第一項中「申告しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第二項中「申告すべき」を「報告すべき」に、「申告を」を「報告を」に改め、同条第三項中「申告」を「報告」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百十六号の次に次の一号を加える。

四百十六の二 統計法（平成十九年法律第五十三号）

(総務省組織令の一部改正)

第十五条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「統計を作成するための調査又は報告徴集(以下「統計調査」という。)(」を「統計調査」に改める。

第十四条第二号口中「基準の設定及び調整」を「及び調整並びに統計基準の設定」に改め、同号八中「並びに資格の認定」を削る。

政令第三百二十三号

統計法の施行期日を定める政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。